

富津市国民健康保険運営協議会会議録

1 会議の名称	平成23年度 第1回富津市国民健康保険運営協議会
2 開催日時	平成23年5月18日 16時00分～16時50分
3 開催場所	富津市役所 4階 401会議室
4 審議等事項	報告事項 平成22年度富津市国民健康保険事業特別会計 決算見込について 議 件 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例（案）について（諮問事項） その他 東日本大震災による被災者の富津市への避難状 況について
5 出席者	委員 齋藤 進 白石良造 杵崎兆延 渡辺早苗 三枝奈芳紀 山崎智子 高梨良勝 澤田春江 藤川正美 渡辺 務 事務局 佐久間清治 吉原賢一 藤平 稔 村上泰隆 島田 守 大塚幸男 佐久間富夫 堀岡榮子 榎本直美
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人（定員2人）
9 所管課	健康福祉部 国民健康保険課 国民健康保険係 電話 0439（80）1271
10 会議録（発言の内容）	別紙のとおり

平成23年度 第1回富津市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日時 平成23年5月18日(水) 開会 午後16時00分
閉会 午後16時50分
- 2 場所 富津市役所 4階 401会議室
- 3 出席委員
齋藤 進 (1号委員)
白石 良造 (1号委員)
枚崎 兆延 (1号委員)
渡辺 早苗 (1号委員)
三枝 奈芳紀 (2号委員)
山崎 智子 (2号委員)
高梨 良勝 (3号委員)
澤田 春江 (3号委員)
藤川 正美 (3号委員)
渡辺 務 (3号委員)
- 4 欠席委員
高本 建基 (2号委員)
平川 恵敏 (2号委員)
- 5 報告事項
平成22年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について
- 6 議 件(諮問事項)
富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について
- 7 その他
東日本大震災による被災者の富津市への避難状況について
- 8 事務局職員
佐久間市長 吉原健康福祉部長 藤平健康福祉部次長
村上納税課長 島田国民健康保険課長
大塚国民健康保険課課長補佐 佐久間長寿医療係長
堀岡特定健診推進係長 榎本主事

佐久間
係長 定刻となりました。本日欠席される旨ご連絡いただいている方を除いてお集まりいただいております。

ただ今より、平成23年度第1回富津市国民健康保険運営協議会をはじめさせていただきます。お手許の次第により進めさせていただきます。

なお、富津市国民健康保険運営協議会の委員定数は、12名でございます。本日、10名の委員の方に出席いただいておりますので運営協議会は成立いたします。

それでは、「会長あいさつ」でございます。高梨会長よりごあいさつをお願いします。

高梨会長 皆さん、こんにちは。

お忙しい中、難しい時間帯にも関わらずお集りいただきまして、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、国保につきましては、昨年 of 年末から大変皆さん方にはご協力をいただきまして、厳しい予算編成に対する意見を拝聴しながらおかげさまで切り抜けることができました。

5%の値上げということで落ち着きまして、最小限の値上げで抑えることができたという感じはいたしますが、国保運営は日増しに厳しくなっておりますので、今年も気を緩めることなく皆さん方のご意見ご拝聴を申し上げながら関係者の皆さん方にご迷惑をかけないように進めてまいりますので、今後もより一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございます。

佐久間
係長 ありがとうございます。

次に「市長あいさつ」でございます。佐久間市長よりごあいさつ申し上げます。

佐久間
市長 本日は、公私ともにお忙しいなか、ご出席賜り誠にありがとうございます。

また、前年度におきましては、お忙しい中にもかかわらず、連続して4回にも及ぶ運営協議会を開催していただき、また、平成23年度の国民健康保険税の按分率の見直しについて、貴重なご意見を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震では、多くの方々が亡くなられ、また、被災され、いまだに1万人を超える行方不明の方がおられます。亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方、被災された地域の一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

富津市においては、君津地域4市で協調して、この東日本大震災により被災された皆様、また、避難を余儀なくされた方々の医療機関窓口での一部負担金や国民健康保険税の免除を実施し、被

災した方の経済的負担の軽減措置を講じているところでございます。

さて、本日の会議内容につきましては、平成22年度決算見込の報告と、国民健康保険税条例の一部改正に関する諮問でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして挨拶といたします。

佐久間 係長 続きます。富津市国民健康保険運営協議会委員の方に異動がございましたので、健康福祉部長の吉原からご紹介申し上げます。

吉原部長 こんにちは。それでは紹介をさせていただきます。
資料の22ページをお開きください。公益を代表する委員として、渡辺務様に平成23年3月25日から富津市国民健康保険運営協議会委員として就任いただきましたので、ご紹介申し上げます。

渡辺 務 委員 改めまして、皆さん、はじめまして。
市議会の渡辺務と申します。
故長谷川委員の残任期間を務めさせていただくこととなりましたので、皆さんよろしくお願いたします。

吉原部長 ありがとうございます。
続きます。事務局職員の紹介をさせていただきます。

(職員紹介)

佐久間 係長 続きます。議事でございます。富津市国民健康保険条例施行規則第6条に「運営協議会の議長は会長とする。」と規定されておりますので、議事進行は、高梨会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

高梨会長 それでは、慣例に従いましてしばらくの間、進行を務めさせていただきます。
本日は報告事項が1件、議件として1件でございます。
最初に報告事項から説明願います。

大塚補佐 はい。

高梨会長

はい。大塚補佐お願いいたします。

大塚補佐

それでは、報告事項(1)「平成22年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について」を説明させていただきます。

その前に恐れ入りますが、昨日お配りさせていただいた資料に一部修正がございましたので、机の上に置かせていただいておりますA3の資料との差し替えをお願いいたします。差し替えいただくページは1ページでございます。

内容としましては、国民健康保険税の内訳でございます。国民健康保険税の平成22年度決算見込の額には変更はございませんが、その内訳が変更になっておりますので説明の際はこちらをご覧ください。

それでは、この1ページをご覧ください。

表の1番左に科目、その右の(a)列に3月補正後の平成22年度予算現額、その右の(b)列に平成22年度決算見込額、更にその右に決算見込額から予算現額の差引き額、平成21年度決算額を記載し、そして、表の右半分に科目ごとの説明を記載しています。

歳入について、科目ごとに決算見込額と予算現額を比較しながらご説明申し上げます。

なお、この決算見込額は、平成23年4月末において捕捉している内容を基に見込んで記載しています。

まず、国民健康保険税についてご説明申し上げます。表の中ほどよりやや上に国民健康保険税の計の行があり、その(b)列に決算見込額を記載しています。18億1,955万円の決算見込で、予算現額に対して1,208万2千円の増収となる見込みです。これは、3月補正の時点で現年度分86.18%、滞納繰越分13.00%と想定していた収納率が現年度分86.05%、滞納繰越分13.97%と見込まれ、現年度分は多少低下が見込まれるものの、滞納繰越分が1%近く伸びることが主な要因でございます。

次に国庫支出金です。合計で16億7,730万3千円の決算見込で、予算現額に対して、1億3,544万7千円の増額となる見込みです。これは、の療養給付費負担金の算定係数の変動との調整交付金のうち経営姿勢良好団体に交付される特別調整交付金、いわゆる特々調の増加が主な要因でございます。

なお、療養給付費負担金は、一般被保険者の保険給付費等の34%相当額が交付されるものですが、8ヶ月分の給付実績額と、4ヶ月分の給付見込額の合計額に、補正係数を乗じて交付されているため、平成23年度においてその精算を行います。

また、の特定健康診査等負担金、の出産育児一時金補助金及びの高齢者医療制度円滑運営事業補助金についても平成23年度において精算を行います。

次にの療養給付費等交付金です。この交付金は、退職被保険者に係る保険給付費等の額から退職被保険者に係る国民健康保険税を控除した額が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。2億9,658万2千円の決算見込みです。これもまた、

翌年度に精算を行います。

次に の前期高齢者交付金です。高齢被保険者の偏在による医療保険者間の財政調整を行う目的で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。12億2,825万7千円の決算見込みです。

内容は、平成20年度の概算交付額が超過交付だったことにより、平成22年度の概算交付金13億332万1千円から、返還金7,506万4千円を差し引いたものでございます。また、この平成22年度の概算交付金は、翌々年度の平成24年度に精算を行うこととなっています。

次に県支出金です。合計で3億1,448万2千円の決算見込で、予算現額に比べ1,362万4千円の増収が見込まれます。その保険者の取組み状況によって交付される特別調整交付金の増収が主な要因でございます。

次に共同事業交付金です。これは医療費の額が30万円を超える場合の8万円を超える部分の額から、前期高齢者交付金相当額を控除した額の59%が千葉県国民健康保険団体連合会で行っている高額療養費支払いのための再保険事業である共同事業から交付されるもので、予算現額に比べ2,640万8千円増の7億7,602万円の決算見込みです。これは、対象医療費の増加によるものでございます。

次に繰入金です。予算現額の7億5,068万5千円に対して、5億2,235万5千円の決算見込みです。赤字補填のための一般会計繰入の不実施及び国民健康保険基金取り崩しの減少が主な要因でございます。

次に繰越金です。平成21年度からの繰越金で2億7,689万4千円です。

次にその他の収入です。国民健康保険税の督促手数料及び延滞金、不当利得や第三者行為求償による保険給付費の返納金、介護従事者処遇改善臨時特例交付金などの収入で、1,384万4千円の決算見込です。

以上の歳入の合計で予算現額に対しまして、3,575万6千円減の69億2,528万7千円の決算となる見込みでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。2ページをご覧ください。

まず、Aの総務費です。これは国民健康保険を運営するための事務費及び職員給与費で、1億6,936万1千円の決算見込みです。この部分は、すべて一般会計から繰入が行われます。

次に保険給付費です。中ほどより下に保険給付費の計の行があります。予算現額に対しまして、5,182万円減の44億1,679万4千円の決算見込です。

これは、3月補正の時点で平成22年12月までの支払実績から8.01%と見込んだ被保険者1人当たり給付費の対前年度伸び率が7.22%だったことによるものです。

次にGの後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度を支援するため、後期高齢者医療の保険給付費の40%相当額を社会保険

診療報酬支払基金へ拠出するのものです、7億1,544万5千円の決算見込となります。

内容は、平成22年度の概算納付額8億1,245万5千円から平成20年度の超過納付額9,701万円を控除したものです。また、この平成22年度の概算納付額は、翌々年度の平成24年度に精算することとなります。

次にHの前期高齢者納付金等は、高齢被保険者の偏在による医療保険者間の財政調整を行う前期高齢者交付金の被保険者数割の社会保険診療報酬支払基金への拠出金で125万7千円の決算見込みです。これも、平成20年度の精算分と平成22年度の概算納付分でございます。

次にIの老人保健拠出金は、平成20年度に社会保険診療報酬支払基金へ概算納付してあります拠出金の精算分で654万1千円の決算見込みです。

次にJの介護納付金は、介護保険給付費の30%相当額を医療保険者として負担するために、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するもので、3億4,674万7千円の決算見込みとなります。

内容は、平成22年度概算納付額3億6,480万1千円から平成20年度の超過納付額1,805万4千円を控除したものでございます。これも平成22年度の概算納付額は、翌々年度の平成24年度に精算を行うこととなります。

次にKの共同事業拠出金については、国民健康保険団体連合会で事業運営する医療費の額が30万円を超える場合の高額療養費の支払いのための再保険事業である共同事業に対する拠出金で、千葉県全体では高額医療費が減少したことや、対象医療費から控除する前期高齢者交付金が増額したことなどから、予算現額に対して9,509万5千円減の7億2,256万8千円の決算見込です。

次にLの保健事業費は、特定健康診査の事業費、短期人間ドックの助成費用やレセプト点検などの費用で予算現額に対して836万9千円減の7,627万3千円の決算見込みです。

次にMのその他の支出につきましては、基金積立金、過誤納国民健康保険税の還付金、国県支出金返還金などで、予算現額に対しまして670万2千円減の3億3,755万6千円の決算見込みです。

以上の歳出を合計しまして、67億9,254万2千円の決算見込みとなり、歳入歳出差引きますと下の表にありますとおり、1億3,274万5千円の剰余金が生ずる見込みでございます。

以上で、報告事項(1)の「平成22年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について」の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

高梨会長

説明が終わりましたが、何か質問はありますか。

澤田委員 はい。訂正があった部分ですが、歳入の国民健康保険税の内訳がどういう理由でどうなったかという説明をお願いします。

大塚補佐 はい。大変申し訳ありません。最初の段階で説明すべきものでした。

事前にお配りしました資料と訂正後の資料を比較していただきたいと思います。

歳入につきましては、18億1,955万円で変更はございません。その内容といたしまして、事前にお配りしました資料をご覧ください。

まず、基礎分の現年度分の一般被保険者分でございます。事前にお配りしました資料には12億632万1千円と記載しておりますが、今回お配りした訂正後の資料には11億4,832万6千円と記載しております。

これは、会計室で税金を収納しますと、最初に申し上げた訂正前の資料の12億632万1千円の科目の部分にいったん全額受け入れをしてからそれぞれの本来収納すべき科目に振り替えるという作業をしております。その作業後のデータで資料を作成すべきところを作業前のデータで資料を作成してしまったものですから国民健康保険税の中での入り繰りが出てしまったということです。今回お配りしました資料が本来の科目で正しく収納した額とご理解いただきたいと思います。

内容としましては、資料を作成する段階での事務的なミスでございます。

澤田委員 あくまでも後から配られたものが正しいということですね。

大塚補佐 はい。資料を作成するうえでの単純なるミスでございます。大変申し訳ありませんでした。

澤田委員 わかりました。

高梨会長 他に何か質問はございますか。

この決算は8月からですか。

大塚補佐 はい。出納整理期間が5月31日で終了します。それによって決算となるわけですが、それを監査委員の審査を経てから議会の承認をいただくことによって決算が確定する運びとなります。数字そのものは5月末で出るということになります。

高梨会長

わかりました。

それでは、他に質問もないようですので、議件に入りたいと思います。議件(1)「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」について」を議題といたします。説明願います。

島田課長

はい。

議件(1)の富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、協議会資料3ページをお開きください。

はじめに、主な改正理由について説明させていただきます。

1点目といたしまして、今後、医療費が増嵩し、国民健康保険税総額が増加していく中、課税限度額の該当世帯を一定の割合に保つという従来の考え方を転換し、中間所得者の負担軽減のため、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額が、50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を13万円から14万円に、介護納付金の課税限度額を10万円から12万円に、引き上げられたことに伴い、改正しようとするものでございます。

2点目といたしまして、平成20年4月30日に公布施行された地方税法施行規則の一部を改正する省令により同規則第24条の37が、第24条の36に繰り上げられました。同時に、富津市国民健康保険税条例の一部改正を行うべきところ、漏れていたことから、今回、改正をお願いしようとするものでございます。

それでは、具体的な内容につきましては、国民健康保険税条例「新旧対照表」に基づいて改正条ごとに、ご説明申し上げます。

協議会資料4ページをお開きください。

第2条第2項、第3項及び第4項の改正につきましては、併せて説明させていただきます。

この改正につきましては、課税限度額を定めている地方税法施行令(昭和25年政令第245号)が改正され、限度額が引き上げられました。これに伴い、中間所得者の負担の軽減を図るため、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を13万円から14万円に、介護納付金課税限度額を10万円から12万円に改めようとするものです。

なお、参考までに介護分の課税限度額の見直しは、介護保険料の見直しが3年に一度になっており、これに合わせて行っておりましたが、厚生労働省の試算によりますと、介護納付金課税額で課税限度額に達する世帯の割合が6%に近くになり、医療費分とのアンバランスが拡大することから、今回2万円の引き上げとなりました。

今回の限度額引き上げによる影響額につきましては、4月末での試算になりますが、基礎課税額の影響につきましては、該当世帯数308世帯、影響額は279万円の見込みでございます。

後期高齢者支援金等課税額の影響につきましては、該当世帯数

266世帯、影響額は257万2千円の見込みでございます。

介護納付金課税額の影響につきましては、該当世帯数160世帯、影響額は334万円の見込みでございます。

合計で、870万2千円でございます。

なお、木更津市、君津市、袖ヶ浦市も本市と同様の改正を予定していると聞いているところでございます。

次に、協議会資料11ページをお開きください。

第11条の改正につきましては、国民健康保険税の納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得の合計が、一定額以下の場合における減額について規定したもので、いわゆる低所得者世帯に対する軽減額について規定したものでございます。第2条第2項、第3項及び第4項の改正と併せ、基礎課税額の課税限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を13万円から14万円に、介護納付金課税限度額を10万円から12万円に改めようとするものです。

次に2点目ですが、大変申し訳ありません、前に戻っていただきまして、協議会資料の9ページをお開きください。

第10条の6に規定している地方税法施行規則の適用条項、第24条の37が繰り上げられ第24条の36に改正されたことから、富津市国民健康保険税条例の一部改正をお願いしようとするものでございます。

平成20年4月1日に施行された地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成19年総務省令第134号）により、追加された第24条の37は、同年4月30日に公布施行された同規則の一部改正により、第24条の36に繰り上げられました。同時に、富津市国民健康保険税条例の一部改正を行うべきところ、漏れていたことから、今回、改正をお願いしようとするものでございます。

次に、協議会資料の21ページをお開きください。改正附則第1項の規定につきましては、「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の施行期日を公布の日からと定めるものでございます。

次に、改正附則第2項の規定につきましては、改正後の国民健康保険税条例の規定は、23年度以降の年度分について適用し、22年度分までは、従前の例によることを定めるものでございます。

以上で、議件(1)の富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)についての説明を終了させていただきます。

高梨会長

説明は終わりましたが、何か質問はございますか。

藤川委員

はい。一点お聞きしたいと思います。

基本的なことだとは思いますが、今回の改正内容について課税限度額とありますが、これは高収入の方には限度額を設けなくて

も良いのではないかと私は印象を持ちます。

法律で定められているので仕方がないとは思いますが、私はこのことについて、制度的に納得できない部分があります。

そのへんのところは、いかがでしょうか。

島田課長 はい。今、厚生労働省によるのけんぽ組合などの他の保険組合での限度額が93万円となっております。国民健康保険税条例に照らし合わせますと国保は基礎分、後期高齢者支援金分で65万円ですから、今だに28万円の差がありますので段階的に上げていきたいとの厚生労働省の見解です。

とはいえ、一方ではこの限度額を外してしまいますと高額納税者の方々の納税意欲が薄れてしまうという意見もありますので、いずれにしても、国民健康保険税の限度額も段階的に上げていくということではございます。

藤川委員 わかりました。

高梨委員 他に質問はございますか。

渡辺 務 委員 はい。税率に関しては、検討して税率改正があったとは思いますが、課税限度額が後から変わるということには、こういった経緯や理由があるのでしょうか。

島田課長 はい。限度額につきましては、3月30日に施行令が変わりましたので、今回6月議会でお願いをし、按分率につきましては、予算的なものもありますので3月議会でお願いしたという、法改正の時期という違いがあったからでございます。

渡辺 務 委員 わかりました。

高梨会長 他に何か質問はございますか。
それでは、他に質問もないようですので、以上で審議事項を終了いたします。

諮問のあったとおり条例を改正することに異議ないことよろしゅうございますか。

委員一同 異議なし。

高梨会長 答申書の書面については、私に一任いただけますでしょうか。

委員一同 異議なし。

高梨会長 その他で何かございますか。

島田課長 はい。東北地方太平洋沖地震によりまして、富津市に一時避難されています被災者の状況についてご報告させていただきます。

現在、富津市に避難されている方は、14世帯、30名でございます。その内、転入届を提出された方は、3世帯7名です。11世帯23名の方は、被災地に住民登録されたままで一時避難されています。

被災者の方々の医療機関の受診及び各種検診等についてですが、医療機関への受診につきましては、住所、氏名、被災者である旨申し出ることにより、保険診療を受けられる取扱いになっております。

また、一部負担につきましても、免除しています。

今後、7月1日からは、加入されている保険者の被保険者証及び一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

各種検診につきましては、被災者の方に検診の情報提供し、希望される方は、無料で実施する予定です。

なお、富津市の国民健康保険の被保険者となった方については、その方の国民健康保険税は、免除する取り扱いとしています。

以上でございます。

高梨会長 何か質問はございますか。

藤川委員 はい。市のホームページでは市営住宅に1世帯の方が入られているという情報を見たのですが、そうしますと14世帯の方が富津市に避難されているということは、たとえば家族の方が富津市にいらっしゃるということなのでしょうか。

島田課長 はい。そういう方々がほとんどでございます。

中には单身の方もおられますが、基本的にはご家族などの個人のお宅に避難されています。

藤川委員 わかりました。

高梨会長 他に何かございますか。

渡辺 務
委員 はい。税を免除されるというお話がありましたが、期間はいつまでですか。

島田課長 はい。平成 22 年度の 3 月分と平成 23 年度分です。

渡辺 務
委員 わかりました。

山寄委員 はい。3 世帯が富津市に転入された場合、富津市の国保に加入されますと、医療機関には富津市の国保と被災されたという証明書を提示するのでしょうか。

大塚補佐 はい。課長から 3 世帯 7 名の方が富津市へ避難されたと説明申し上げましたが、国民健康保険に加入されている方は、そのうちの 1 名でございます。その方につきましては、被災地から被災証明書を取り寄せていただいて、富津市に申請をしていただくことにより、富津市で一部負担金免除の証明書を発行いたします。その証明書と富津市の国民健康保険被保険者証を持って医療機関へ受診するかたちとなります。

また、被災した方で富津市に住民登録がなく、避難されている場合につきましては、市のほうで情報発信をし、本来の保険者から一部負担金の免除証明と被保険者証を取り寄せていただいて 7 月 1 日以降は受診していただきます。これは全国一律の取り扱いとなっています。

山寄委員 3 世帯のうち 1 世帯とおっしゃっていましたが、あとの 2 世帯は社会保険ということでしょうか。

大塚補佐 はい。その世帯の方々は、高齢の方々ですので後期高齢者医療制度に加入されています。

山寄委員 それはこの地域の後期高齢者医療制度に加入されているということでしょうか。

大塚補佐 はい。千葉県の後期高齢者医療広域連合の取り扱いになります。

山崎委員 わかりました。

高梨会長 他に何かございますか。

三枝委員 はい。今のことに関連してですが、7月までは何も証明がなく、自己申告だけで対応するのでしょうか。

大塚補佐 はい。国の通知によりますと、被災された方が医療機関に受診される際は、3月11日現在の住所と東日本大震災で被災したという旨を申し出ることによって医療機関や調剤薬局で一部負担金を免除するという取り扱いをしていただくこととなっております。

ただし、これは全国での取り扱いであって、君津地域4市につきましては、被保険者の方にそのような説明をしてもなかなか上手く被保険者の方が医療機関や調剤薬局で伝えることができないと想定されますので、そういった方々には、国の通知に基づく一部負担金免除の対象者ですという証明を4市それぞれが出して保険証と一緒に医療機関や調剤薬局に提示して受診してくださいと国保に加入された被保険者の方には指導、お願いをしております。

三枝委員 わかりました。

高梨委員 その他について他にございますか。

それでは、ないようですので以上を持ちまして、本日の国民健康保険運営協議会を閉会といたします。御審議ありがとうございました。

(午後16時50分閉会宣言)

上記のとおり会議の経過を記載し、事実と相違ないことと証するためにここに署名する。

平成23年5月18日

議事録署名人 高梨 良勝